

## 令和7年度防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金

# 申請手続きのご案内

以下の注意事項を必ずご確認ください。

- 令和7年4月1日以降の購入品（領収年月日）が対象です。
- 予算が無くなり次第、受付を終了します。
- 「防犯設備の設置」は世帯、「防犯物品の購入」は個人を単位として申請できます。
- 過去に本補助金の交付を受けた項目については、再度、申請することはできません。
- 令和7年度に本補助金の交付を受けた項目については、再度、申請することはできません。
- 他の補助金の交付を受けた項目については、申請することはできません。
- 偽りその他不正な手段（転売目的等）により本補助金の交付を受けた項目は、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります（必要に応じて現地調査を行う場合があります。）。

※ 令和7年足立区議会第二回定例会の議決により本補助金事業の予算内容が変更する場合があります。

【防犯対策補助金ホームページQRコード】

オンライン申請もできます。

くわしくはHPをご確認ください。



足立区危機管理部危機管理課生活安全推進係

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

電話番号：03-3880-5838

# 目 次

1	対象者	P 3
2	申請の流れ	P 3
3	個人向け提出書類	P 4
4	共同住宅向け提出書類 ※購入前申請	P 5
5	補助対象物品一覧	P 6
6	よくあるご質問	P 8
7	補助額算出例	P 10

# 1 対象者

## (1) 個人向け

購入された製品により、申請種別が「防犯設備の設置」「防犯物品の購入」の2種類に分かれています（併用可能）。

ア 区内の住宅に対象の防犯設備を設置し、当該住宅に居住する方

⇒ 防犯設備の設置【P 4】

イ 区内に居住し、対象の防犯物品を購入した方

⇒ 防犯物品の購入（1項目につき1品まで）【P 5】

## (2) 共同住宅向け

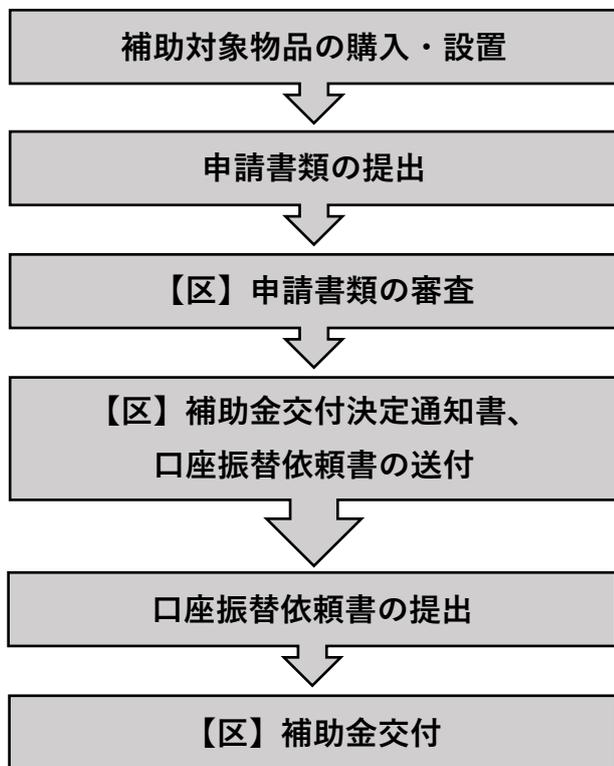
ア 共同住宅の所有者、管理組合、自治会等

イ 共同住宅の販売者又は施工者

ウ 公営住宅等に居住する者が加入する自治会等

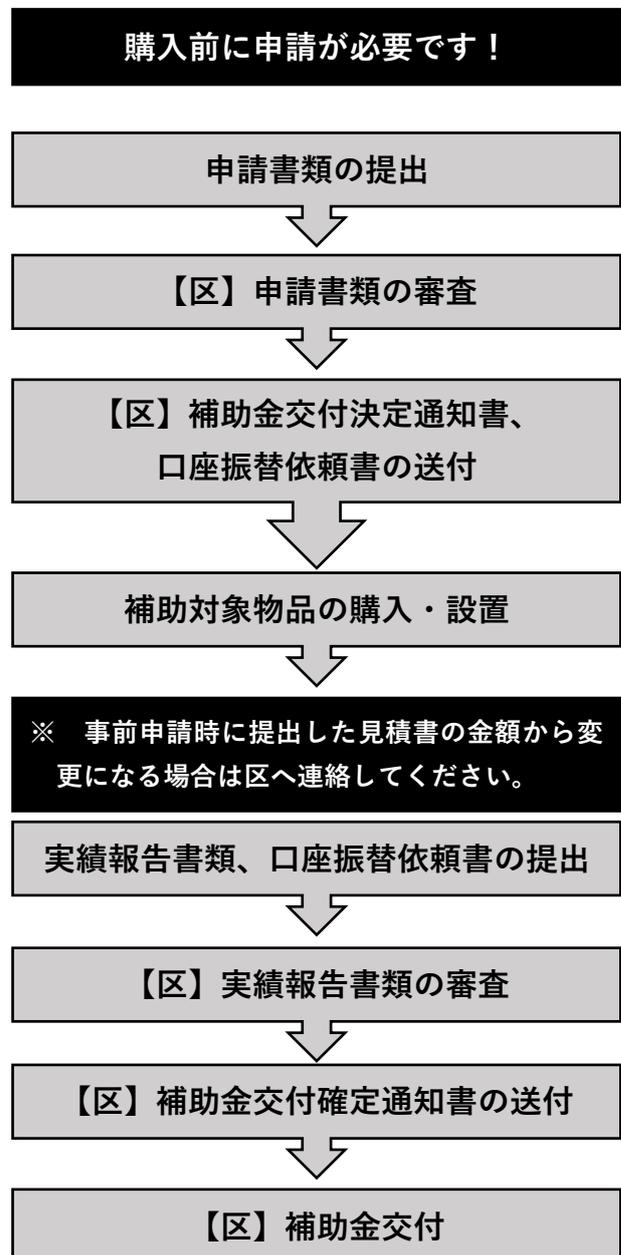
# 2 申請の流れ

### 個人向け



※ 「申請書類の提出」から「補助金交付」まで2か月程度かかります。

### 共同住宅向け



### 3 個人向け提出書類

「防犯設備の設置」「防犯物品の購入」のいずれかで、申請書類が異なります。どちらに該当するかは、交付申請書裏面の別紙を確認してください。

#### (1) 防犯設備の設置

##### 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯設備の設置）

- ア 交付申請書裏面の別紙1「支払額」も記入してください。
- イ 交付申請書に添付されている【誓約書】の内容を事前に確認いただいた上で申請してください。

##### 申請者名、領収者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し（レシート不可）

- ア 令和7年4月1日以降の購入品（領収年月日）を対象としているため、領収年月日が令和7年3月以前のもものは対象外となります。
- イ インターネットで購入された場合でも必要です。「請求書」「納品書」「適格請求書」は領収書その他の書類とはなりませんので注意してください。
- ウ 商品券やギフト券などの金券、ポイント等を利用して購入した場合、その額は補助金の算定からは除外します。
- エ 購入された方への補助金のため、領収書の氏名が申請者と相違している場合は、原則、申請できません。やむを得ない事情で代理購入をする場合は、別途、代理購入者が申請者から購入代金を受け取った旨の領収書を作成し、あわせて提出してください。

##### 申請者の本人確認書類（氏名、住所、及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

- ア 運転免許証の場合は、裏面も提出してください。
- イ マイナンバーカードの場合は、裏面の提出は不要です。
- ウ 健康保険証の場合、表面に住所の記載がない場合は、裏面も提出してください。

##### 購入した製品の施工後又は設置後の写真

- ア 施行前の写真、インターネット上の写真、カタログ、製品が入っていた箱、取扱説明書の写しではありません。

##### 防犯カメラ、防犯フィルム、防犯ガラスを設置する場合にあっては、当該防犯カメラ、防犯フィルム、防犯ガラスの性能が確認できるカタログの写し、防犯カメラの設置箇所が確認できる住宅全体の写真

- ア 防犯性能がわかるカタログの写しを提出してください。
- イ 住宅のどこの位置に防犯カメラが設置されたかわかる写真を提出してください。

##### 録画機能付きインターホンの取付け又は交換をする場合にあっては、当該録画機能が動画又は静止画・準動画のいずれであるかを確認できるカタログ

- ア 購入時は静止画・準動画であっても、SDカードを挿入して設定を変えることで動画となる機種の場合は、別途、SDカードを挿入していることが分かる写真を提出してください（挿入後の写真では確認ができない場合がありますので、その場合は、挿入途中の写真を提出してください。）。

## (2) 防犯物品の購入

### 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯物品）

ア 交付申請書裏面の別紙2「支払額」も記入してください。

申請者名、領収者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し（レシート不可）

ア 令和7年4月1日以降の購入品（領収年月日）を対象としているため、領収年月日が令和7年3月31日以前のもの是对象外となります。

イ インターネットで購入された場合でも必要です。「請求書」「納品書」「適格請求書」は領収書その他の書類とはなりませんので注意してください。

ウ 商品券やギフト券などの金券、ポイント等を利用して購入した場合、その額は補助金の算定からは除外します。

エ 購入された方への補助金のため、領収書の氏名が申請者と相違している場合は、原則、申請できません。やむを得ない事情で代理購入をする場合は、別途、代理購入者が申請者から購入代金を受け取った旨の領収書を作成し、あわせて提出してください。

### 申請者の本人確認書類（氏名、住所、及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

ア 運転免許証の場合は、裏面も提出してください。

イ マイナンバーカードの場合は、裏面の提出は不要です。

ウ 健康保険証の場合、表面に住所の記載がない場合は、裏面も提出してください。

### 購入した防犯物品の設置後の写真

ア インターネット上の写真、カタログ ※ 箱や取扱説明書の写しではありません。

※ 自転車のカゴカバーの場合は、実際にカゴに装着している写真を提出してください。

## 4 共同住宅向け提出書類 ※購入前申請

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（共同住宅に対する防犯設備の設置）

防犯設備の設置に係る工事等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工予定日又は購入予定日、支払予定金額等が記載された見積書その他の書類の写し

申請者（申請者が法人等である場合にあっては、当該法人等の代表者）の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し

申請者が当該共同住宅を所有等していることが分かる書類（登記記録、管理会社との契約書、固定資産税の課税証明書等）の写し

## 5 補助対象物品一覧

### (1) 防犯設備の設置

	補助対象（項目）	補助率	補助上限額
<b>侵入盗対策</b>			
1	防犯カメラの設置 注1	2 / 3	40,000円
2	インターホン連携型防犯カメラ 注1		20,000円
3	ダミーカメラ 注1		1,500円
4	防犯ガラスの取付け又は交換 ※ 中間膜が挟み込まれたガラス、強化ガラス、合わせガラス等に限る（網入りガラスは除く）。		66,600円
5	防犯性能の高い玄関錠の取付け又は交換 ※ ディンプルキー、電子錠及び指紋認証錠に限る。		33,300円
6	防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークあり）		20,000円
7	防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークなし） ※ 厚みが350ミクロン以上かつ素材がポリカーボネートなどの耐衝撃性・耐久性に優れているものに限る。		2,000円
8	面格子の取付け又は交換		20,000円
9	センサーライトの設置		6,600円
10	ガラス破壊センサーの取付け又は交換		2,000円
11	センサー付きアラームの取付け又は交換		2,000円
12	防犯砂利		2,000円
13	玄関補助錠の取付け又は交換		1,300円
14	窓への補助錠の取付け又は交換		1,300円
15	録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 注3	3 / 4	75,000円
16	録画（静止画・準動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 注3		30,000円
17	録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換	2 / 3	60,000円
18	録画（静止画・準動画）機能付きインターホンの取付け又は交換		25,000円
<b>特殊詐欺対策</b>			
19	ナンバー・ディスプレイ対応電話機 注3	3 / 4	7,500円

注1 侵入者が容易に認識できる形状であり屋外に設置したものに限りま。

注2 4～18については、当該年度内にそれぞれ2項目までを対象とします。

注3 65歳以上の者が属する方が居住する住宅に設置したものに限りま。

注4 項目数の上限は、世帯を単位として計算します。

注5 項目ごとに個数の上限は設けず、合算した額を支払額とします。ただし、15～19については、1項目につき1品までを対象とします。

## (2) 防犯物品の購入

	補助対象 (項目)	補助率	補助上限額
<b>自転車盗対策等</b>			
1	電子錠	3 / 4	3,700円
2	自転車カバー		2,200円
3	警報付きロック		1,500円
4	自転車ワイヤーロック		1,500円
5	自転車シリンダー錠		700円
6	自転車カゴカバー	1 / 2	1,000円
7	バッテリー盗難防止ロック		1,000円
8	ヘルメット固定ロック		500円
<b>オートバイ盗対策</b>			
9	チェーンロック	1 / 2	1,500円
10	ディスクロック		1,500円
11	バイクカバー		1,500円
12	ブレードロック		2,000円
13	U字ロック		1,500円
<b>自動車盗対策</b>			
14	車用防犯アラーム	1 / 2	5,000円
15	ペダルロック		5,000円
16	自動車カバー		3,000円
17	ハンドルロック		3,000円
18	タイヤロック		2,000円
19	リレーアタック防止機能付きキーボックス		1,500円
20	ナンバープレート盗難防止用ネジ		1,000円

注 全ての項目のうち3項目まで、1項目につき1品までを対象とします。

## (3) 共同住宅

	補助対象 (項目)	補助率	補助上限額
1	敷地内 (駐輪場を除く。) への防犯カメラの設置 (上限5台) ※ 建物の形状により5台を超えて設置することが相当と認められる場合はこの限りでない。 ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。	2 / 3	200,000円
2	駐輪場への防犯カメラの設置 (上限5台) ※ 5台以上の設置が認められる場合はこの限りでない。 ※ 自転車盗対策に特化して駐輪場に設置したものに限る。	3 / 4	225,000円

## 6 よくあるご質問

1	Q	過去に補助金交付を受けた物品等を、再度、申請することは可能ですか。
	A	できません。過年度または同一年度において、申請した項目以外の物品等のみ申請できます。
2	Q	今年度に交付決定を受けた物品等について、再度、申請することは可能ですか。
	A	できません。同一の物品等を同一年度に複数回、申請することはできません。なお、申請した項目以外の物品等については、申請することができます。
3	Q	補助対象製品の購入について、区外店舗やインターネット等でも補助対象となりますか。
	A	なります。インターネット等で購入した場合でも、領収書が必要です。なお、「注文完了メール」や「適格請求書」等は、支払いが完了したことが分かりませんので、領収書の代わりにはなりません。
4	Q	レシートを領収書として提出することは可能ですか。
	A	できません。レシートでは購入者が不明となるため、領収書の提出をお願いします。
5	Q	商品券等の金券やポイント等を利用して補助対象製品を購入した場合、補助対象額はどのようになりますか。
	A	商品券等の金券やポイント等を差し引いた後の金額（実際に支払った金額）が補助対象額となります。
6	Q	設備の設置に要する費用は、全て補助対象となりますか。
	A	当該防犯設備の設置（P 6 補助対象（項目）1～19）にあつては、撤去費、出張費等は補助対象外になります。また、防犯物品の購入（P 7 補助対象（項目）1～20）にあつては、全て補助対象外になります。
7	Q	申請者がオーナーという形で、自身が住んでいない集合住宅について申請することはできますか。
	A	「共同住宅向け」で申請できます。
8	Q	防犯設備（P 6 補助対象（項目）1～14）の1項目を複数（防犯カメラ3台等）購入・設置した場合、1台ごと補助の対象となりますか。
	A	なりません。台数ごとではなく、項目ごとの合計額が対象額になります（P 6 補助対象（項目）15～19は1台分のみ）。
9	Q	店舗や事務所部分への設置は対象となりますか。
	A	なりません。本補助金事業は、住宅の防犯対策のための事業となります。ただし、自宅と兼用等の場合、家の形状、購入する物品、「住宅」部分として判別できるのであれば補助の対象となります。ご不明な場合は、事前に相談してください。 例) 表札や住宅用ポストがある 等

10	Q	新築住宅に付随している防犯物品については、補助対象となりますか。
	A	防犯物品の購入・設置の領収書を提出できれば対象となります。ただし、新築物件の全体の領収書では、申請できません。
11	Q	防犯カメラを設置するに当たり、記録用メディア（SDカード等）を購入した場合に補助対象となりますか。
	A	防犯カメラの購入時に合わせて、必要最低限の範囲内において購入した記録用メディア（関連機器等）や電池等は補助対象となります。なお、本事業は譲渡・転売等の目的で購入した場合、補助を受けられませんので注意してください。
12	Q	防犯カメラは、室内に設置しても補助を受けることができますか。
	A	できません。防犯カメラは、犯罪を未然に防ぐことが目的のため、犯行を行おうとする者が家屋の外から確認できる箇所に設置した場合のみが補助の対象となります。家内の監視カメラ等、外から確認できない場所に設置した場合は、補助の対象外となります。
13	Q	設置・取り付け等の手配ができなかった場合等に、知人に依頼した際（専門業者以外が設置交換）の謝礼・報酬等も補助対象となりますか。
	A	なりません。安全面等の観点から、専門業者の領収書があった場合に限り補助対象とします。
14	Q	リース契約した物品は対象になりますか。また、リース契約の月額以外の初回設置費用のみの申請は対象となりますか。
	A	なりません。リース契約は「購入」ではなく「借りている」状態のため、初回設置費用のみの申請であっても対象外となります。
15	Q	中古品でも補助対象となりますか。
	A	なりません。ただし、防犯機能上、有用な機器等であれば補助対象とする場合がありますが、譲受品、個人間での購入品（フリマアプリ等を含む。）は対象外です。また、当該アプリ上で正規の業者として品物を売っている場合も対象外です。
16	Q	請求書兼口座振替依頼書について、申請者と口座の名義（補助金を受け取る人）が違うが請求できますか。
	A	できません。請求者（申請者）に対する補助金のため、申請者と口座の名義は同一人物としてください。ただし、未成年者で口座がない場合は、口座振替依頼書の提出前に相談してください。

## 7 補助額算出例

都補助金相当額の上限額は20,000円となります。都補助金相当額算出後、区独自補助額を算出し、合算します。算出式は以下を参考にしてください。

### (1) 算出式

ア 都補助金相当額の算出式

$$\text{支払合計額} \times 1 / 2 = \text{都補助金相当額①}$$

※ 上限20,000円(1,000円未満切り捨て)

イ 区独自補助額の算出式(項目ごと)

$$(\text{支払額} - \text{①(都補助金相当額を按分)}) \times \text{区補助率} = \text{区独自補助額②}$$

※ 項目ごとに補助率・補助上限額は異なる(100円未満切り捨て)

ウ 補助金交付額

$$\text{都補助金相当額①} + \text{区独自補助額②} = \text{本補助金事業の補助金交付額}$$

### (事例1) 防犯カメラ 60,000円

ア 都補助金相当額の算出式

$$60,000\text{円} \times 1 / 2 = \boxed{20,000\text{円}} \text{ (上限額)}$$

イ 区独自補助額の算出式

$$(60,000\text{円} - \underline{20,000\text{円}}) \times 2 / 3 = \boxed{26,600\text{円}}$$

$$\text{※ } 20,000\text{円} \times (60,000\text{円} \div 60,000\text{円}) = \underline{20,000\text{円}}$$

ウ 補助金交付額

$$\boxed{20,000\text{円}} + \boxed{26,600\text{円}} = \mathbf{46,600\text{円}}$$

### (事例2) ハンドルロック 5,000円

ア 都補助金相当額の算出式

対象外(0円)

イ 区独自補助額の算出式

$$5,000\text{円} \times 1 / 2 = \boxed{2,500\text{円}}$$

ウ 補助金交付額

$$0\text{円} + \boxed{2,500\text{円}} = \mathbf{2,500\text{円}}$$

**(事例3) 防犯カメラ 30,000円、センサーライト 5,000円**

ア 都補助金相当額の算出式

$$30,000円 + 5,000円 = 35,000円$$

$$35,000円 \times 1/2 = \boxed{17,000円} \quad ※ \text{按分}$$

イ 区独自補助額の算出式

$$(ア) \text{ 防犯カメラ } (30,000円 - \underline{14,571円※}) \times 2/3 = \boxed{10,200円}$$

$$※ \quad 17,000円 \times (30,000円 \div 35,000円) = \underline{14,571円}$$

$$(イ) \text{ センサーライト } (5,000円 - \underline{2,429円※}) \times 2/3 = \boxed{1,700円}$$

$$※ \quad 17,000円 \times (5,000円 \div 35,000円) = \underline{2,429円}$$

$$(ウ) \text{ 合計 } \boxed{10,200円} + \boxed{1,700円} = \boxed{11,900円}$$

ウ 補助金交付額

$$\boxed{17,000円} + \boxed{11,900円} = \mathbf{28,900円}$$

**(事例4) 録画(動画)機能付きインターホン(65歳以上) 50,000円、自転車カバー3,000円**

ア 都補助金相当額の算出式

$$50,000円 \times 1/2 = \boxed{20,000円} \text{ (上限額)} \quad ※ \text{按分}$$

イ 区独自補助額の算出式

$$(ア) \text{ インターホン } (50,000円 - \underline{20,000円※}) \times 3/4 = \boxed{22,500円}$$

$$※ \quad 20,000円 \times (50,000円 \div 50,000円) = \underline{20,000円}$$

$$(イ) \text{ 自転車カバー } 3,000円 \times 3/4 = \boxed{2,200円} \text{ (上限額)}$$

$$(ウ) \text{ 合計 } \boxed{22,500円} + \boxed{2,200円} = \boxed{24,700円}$$

ウ 補助金交付額

$$\boxed{20,000円} + \boxed{24,700円} = \mathbf{44,700円}$$

**(事例5) 防犯カメラ 10,000円、ダミーカメラ 4,000円、ペダルロック 8,000円**

ア 都補助金相当額の算出式

$$10,000円 + 4,000円 = 14,000円$$

$$14,000円 \times 1/2 = \boxed{7,000円} \quad ※ \text{按分}$$

イ 区独自補助額の算出式

$$(ア) \text{ 防犯カメラ } (10,000円 - \underline{5,000円※}) \times 2/3 = \boxed{3,300円}$$

$$※ \quad 7,000円 \times (10,000円 \div 14,000円) = \underline{5,000円}$$

$$(イ) \text{ ダミーカメラ } (4,000円 - \underline{2,000円※}) \times 2/3 = \boxed{1,300円}$$

$$※ \quad 7,000円 \times (4,000円 \div 14,000円) = \underline{2,000円}$$

$$(ウ) \text{ ペダルロック } 8,000円 \times 1/2 = \boxed{4,000円}$$

$$(エ) \text{ 合計 } \boxed{3,300円} + \boxed{1,300円} + \boxed{4,000円} = \boxed{8,600円}$$

ウ 補助金交付額

$$\boxed{7,000円} + \boxed{8,600円} = \boxed{15,600円}$$

（提出先）足立区長

**足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯設備の設置）**

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。あわせて、【誓約書】の内容を確認し、その内容に誓約します。

**記**

申請日	年 月 日		
ふりがな			
氏名			
住所	足立区 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 自己所有以外（必要に応じて所有者の同意を得てください。）		
電話番号			
補助対象物品番号※1		補助金交付申請額※2、3	円

※1 支払額は裏面に記入

※2 当該年度の初回申請に限り、支払額から、別紙1の1の項から18の項までの支払額を合算した額（以下「合算額」という。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が2万円を超えるときは、2万円）。以下「加算額」という。）に当該支払額を合計額で除して得た率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を、控除して得た額に、補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が補助上限額を超えるときは、当該補助上限額））+加算額

※3 上記2以外の申請の場合は、支払額に補助率を乗じた補助上限額以内の額（100円未満切り捨て）

**【添付書類】**

- 1 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）
- 2 申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し
- 3 施工後又は設置後の写真
- 4 防犯カメラを設置する場合にあっては、当該防犯カメラの性能が確認できるカタログの写し、設置箇所が確認できる住宅全体の写真
- 5 防犯フィルム又は防犯ガラスを設置する場合にあっては、当該防犯フィルム又は防犯ガラスの性能が確認できるカタログの写し
- 6 録画機能付きインターホンの取付け又は交換をする場合にあつては、当該録画機能が動画又は静止画（準動画を含む。）のいずれであるかを確認できるカタログの写し及びSDカード等を挿入している写真（SDカード等を挿入することにより動画による録画ができる機能を有するものに限る。）
- 7 その他区長が必要と認めた書類

**【裏面あり】**

以上

## 【裏面】

## 別紙 1

番号	補助対象	支払額	補助率	補助上限額
侵入盗対策				
1	防犯カメラの設置 注1		2/3	40,000円
2	インターホン連携型防犯カメラ 注1			20,000円
3	ダミーカメラ 注1			1,500円
4	防犯ガラスの取付け又は交換 ※ 中間膜が挟み込まれたガラス、強化ガラス、合わせガラス等に限る（網入りガラスは除く。）。			66,600円
5	防犯性能の高い玄関錠の取付け又は交換 ※ ディンプルキー、電子錠及び指紋認証錠に限る。			33,300円
6	防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークあり）			20,000円
7	防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークなし） ※ 厚みが350ミクロン以上かつ素材がポリカーボネート等の耐衝撃性・耐久性に優れているものに限る。			2,000円
8	面格子の取付け又は交換			20,000円
9	センサーライトの設置			6,600円
10	ガラス破壊センサーの取付け又は交換			2,000円
11	センサー付きアラームの取付け又は交換			2,000円
12	防犯砂利			2,000円
13	玄関補助錠の取付け又は交換			1,300円
14	窓への補助錠の取付け又は交換			1,300円
15	録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 注3		3/4	75,000円
16	録画（静止画・準動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 注3			30,000円
17	録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換		2/3	60,000円
18	録画（静止画・準動画）機能付きインターホンの取付け又は交換			25,000円
特殊詐欺対策 注3				
19	ナンバー・ディスプレイ対応電話機		3/4	7,500円

注1 侵入者が容易に認識できる形状であり野外に設置したものに限る。

注2 4～18については、当該年度内にそれぞれ2項目までを対象とする。

注3 65歳以上の者が属する者が居住する住宅に設置したものに限る。

注4 項目数の上限は、世帯を単位として計算する。

注5 項目ごとに個数の上限は設けず、合算した額を支払額とする。ただし、15～19については、1項目につき1品までを対象とする。

【誓約書】

- 1 足立区内に住民登録があり、かつ、申請の対象となる住宅での居住の実態がある。
- 2 同一世帯で複数の申請をしていない（当該年度の初回申請時に限る。）。
- 3 申請者は、管理者、管理組合等、申請の対象となる住宅に居住する者以外の者ではない。
- 4 申請の対象となる住宅は、店舗、事務所等ではない。
- 5 共同住宅に設置する場合において、当該共同住宅の管理者等の同意を得ている。
- 6 賃貸住宅に設置する場合において、当該賃貸住宅の所有者、管理者等の同意を得ている。
- 7 カメラ機能が付いている機器の設置の場合において、当該機器の設置場所及び撮影範囲は、申請者の管理の及ぶ範囲内である。ただし、当該撮影範囲にやむを得ず申請者の管理の及ばない範囲が入ってしまう場合は、法令等に則り、当該範囲の住宅等の居住者等の同意を得、撮影された画像データを適正に管理をする等、近隣住民のプライバシー等に十分配慮している。
- 8 防犯設備の設置に係る工事費等を申請する場合において、当該設置に係る工事は、専門事業者が行っている。
- 9 転売・譲渡等を目的としていない。
- 10 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合などの理由により、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第10条の規定に基づき交付決定の全部又は一部が取り消され、同要綱第11条の規定により当該補助金の返還を求められた場合は、当該補助金を速やかに返還する。

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯物品）

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

申請日	年 月 日		
ふりがな			
氏名			
※ 申請者が未成年者の場合の保護者全員の氏名			
	続柄		続柄
住所	足立区		
電話番号			
補助対象物品番号 <sup>※1</sup>		補助金交付申請額 <sup>※2</sup>	円

※1 支払額は裏面に記入（自己所有に限る。）

※2 支払額に補助率を乗じた上限額以内の額（100円未満切り捨て）

【添付書類】

- 1 領収書等の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、購入した物品の内容、購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）
- 2 申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し
- 3 自転車盗難対策の場合は防犯登録番号の写真、バイク盗難対策及び自動車盗難対策の場合は自動車検査証等の写し
- 4 購入した防犯物品の設置後の写真
- 5 その他区長が必要と認めた書類

以上

【裏面あり】

## 【裏面】

## 別紙 2

番号	補助対象	支払額	補助率	補助上限額
自転車盗対策等				
1	電子錠		3 / 4	3,700円
2	自転車カバー			2,200円
3	警報付きロック			1,500円
4	自転車ワイヤーロック			1,500円
5	自転車シリンダー錠			700円
6	自転車カゴカバー		1 / 2	1,000円
7	バッテリー盗難防止ロック			1,000円
8	ヘルメット固定ロック			500円
オートバイ盗対策				
9	チェーンロック		1 / 2	1,500円
10	ディスクロック			1,500円
11	バイクカバー			1,500円
12	ブレードロック			2,000円
13	U字ロック			1,500円
自動車盗対策				
14	車用防犯アラーム		1 / 2	5,000円
15	ペダルロック			5,000円
16	自動車カバー			3,000円
17	ハンドルロック			3,000円
18	タイヤロック			2,000円
19	リレーアタック防止機能付きキーボックス			1,500円
20	ナンバープレート盗難防止用ネジ			1,000円

※ 全ての項目のうち3項目までとし、1項目につき1品までを対象とする。



## 【裏面】

## 別紙 3

番号	補助対象	支払額	補助率	補助上限額
1	防犯カメラの設置（上限5台） ※ 建物の形状により5台を超えて設置することが相当と認められる場合はこの限りでない。 ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。		2 / 3	200,000円
2	駐輪場への防犯カメラの設置（上限5台） ※ 5台以上の設置が認められる場合はこの限りでない。 ※ 自転車盗対策に特化して駐輪場に設置したものに限る。		3 / 4	225,000円

**足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金実績報告書**  
**（共同住宅に対する防犯設備の設置）**

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

報 告 日	年 月 日
ふ り が な	
氏 名 等	
住 所	
設 置 住 所	足立区
電 話 番 号	
実 績 額	円
（ 内 訳 ）	

**【添付書類】**

- 1 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額〈税込み〉、領収年月日等が記載されたもの）
- 2 施工後又は設置後の写真
- 3 当該防犯カメラの性能が確認できるカタログの写し、設置箇所が確認できる住宅全体の写真
- 4 その他区長が必要と認める書類

以上

【裏面あり】

## 【裏面】

番号	補助対象	支払額	補助率	補助上限額
1	防犯カメラの設置（上限5台） ※ 建物の形状により5台を超えて設置することが相当と認められる場合はこの限りでない。 ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。		2/3	200,000円
2	駐輪場への防犯カメラの設置（上限5台） ※ 5台以上の設置が認められる場合はこの限りでない。 ※ 自転車盗対策に特化して駐輪場に設置したものに限る。		3/4	225,000円

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金  
交付請求書兼口座振替依頼書

金 円

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金として、上記の金額を請求します。  
なお、補助金は、下記の口座にお振り込みください。

年 月 日

(提出先)  
足立区長

氏名

※ 本人(申請者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

〒

住所

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所 営業部
預金種目	普通・当座 (マルで囲む)	口座番号
口座 名義人	フリガナ	
	氏名	

※ 口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限り(補助金の受領について、申請者から委任状が提出されている場合を除く。)

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。 ※ 本人(申請者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

申請者

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金  
交付請求書兼口座振替依頼書

金 円

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金として、上記の金額を請求します。  
なお、補助金は、下記の口座にお振り込みください。

年 月 日

(提出先)  
足立区長

捨印

法人名等

印

〒

住所

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所 営業部
預金種目	普通・当座 (マルで囲む)	口座番号
口座 名義人	フリガナ	
	氏名	

※ 口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります(補助金の受領について、申請者から委任状が提出されている場合を除く。)

## 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅の防犯に関する設備を設置し、又は防犯対策物品を購入した区民等に対し、その費用の一部を補助することにより、区民の防犯意識の高まりをとらえ、多種多様な防犯対策を推進することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「本補助金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者（以下「補助対象者」という。）に交付する。

(1) 住宅（足立区の区域内に存するものに限る。以下同じ。）に対する防犯設備の設置  
当該住宅に居住する区民（当該防犯設備に係る本補助金の交付決定を受けている者が属する世帯に属している者を除く。）

(2) 自己が保有する自転車、バイク及び自動車の防犯対策に係る物品（以下「防犯物品」という。）の購入 当該防犯物品を購入した区民

(3) 共同住宅（足立区の区域内に存するものに限る。以下同じ。）に対する防犯設備の設置 次に掲げる者

ア 共同住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅及びこれに準ずる住宅を除く。以下この号において同じ。）の所有者、当該共同住宅の管理組合、当該共同住宅に居住する者が加入する自治会その他の当該共同住宅の管理を担うもの

イ 共同住宅の販売者又は施工者（新たに建築する共同住宅に防犯設備を設置する場合に限る。）

ウ 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅又はこれに準ずる住宅に居住する者が加入する、自治会その他の当該公営住宅又はこれに準ずる住宅の管理を担う団体であって、当該公営住宅又はこれに準ずる住宅の居住者によって構成されるもの

### (補助金の交付対象等)

第3条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1から第3までの補助対象欄に掲げる防犯設備の設置又は防犯物品の購入のうち、当該年度内に施工又は購入が完結するものに係る費用（当該防犯設備の設置にあつては工事費等（部品費、撤去費、出張費等を除く。）を含み、防犯物品の場合にあつては設置費等を除く。）であつて、商品券、ポイント等による支払額を控除した額とする。

2 共同住宅に対する防犯設備の設置における防犯カメラの設置上限は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、建物の形状により、防犯上効果的であると区長が認める場合は、区長が認めた必要最小限の台数を上限とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、区長が、刑法犯を未然に防止するため特に必要と認めるときは、別表第1から第3までに掲げるものに該当しない場合であっても、本補助金の交付対象とすることができる。

4 補助対象経費を、その他の補助金等で申請している場合は対象外とする。

### (駐輪場防犯カメラの特例)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、足立区集合住宅駐輪場防犯カメラ設置要綱（5足危発第690号 令和5年7月20日 区長決定）に規定する駐輪場防犯カメラを設置期

間経過後も撤去せず継続して設置する場合に要する費用は、第2条第3号に係る補助対象経費とする。

2 前項の費用に係る申請等の手続については、第5条及び第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める書類の提出を省略することができる。

(1) 第5条第1項第3号 同号ア及びウに規定する書類

(2) 第7条第1号 同号イ及びウに規定する書類

(補助金の金額等)

第4条 本補助金の額は、当該補助対象経費に別表第1から第3までに掲げる補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が別表第1から第3までに掲げる補助上限額を超えるときは、当該補助上限額を本補助金の交付額とする。

2 前項の規定にかかわらず、住宅に対する防犯設備の設置に対する本補助金の額は、当該年度の初回の申請に限り、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 当該補助対象経費から、別表第1の1の項から18の項までの補助対象経費を合算した額（以下「合算額」という。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が2万円を超えるときは、2万円）。以下「加算額」という。）に当該補助対象経費を合計額で除して得た率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を、控除して得た額に、同表に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が同表に掲げる補助上限額を超えるときは、当該補助上限額））

(2) 加算額

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第2項の防犯上効果的であると区長が認める場合における、共同住宅に対する防犯設備の設置に係る補助上限額は、別表第3に掲げる補助上限額に、同表に掲げる上限台数を超過して設置する防犯カメラの台数に3万円を乗じた額を加えた額とする。

4 本補助金の交付は、別表第1から第3までに掲げる項目数等を限度とする。

5 別表第1から第3までの補助対象欄に掲げる防犯設備の設置又は防犯物品の購入を行ったとして既に本補助金の交付を受けた項目があるものについては、再度補助を受けることができない。ただし、当該設置した防犯設備又は購入した防犯物品が犯罪被害に遭い紛失し、又は毀損した場合において、再度補助することが妥当と認められるときは、再度交付することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる補助対象の区分に応じ、当該各号に定める交付申請書等を提出することにより申請するものとする。

(1) 住宅に対する防犯設備の設置 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯設備の設置）（別記第1号様式の1）及び次に掲げる書類

ア 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）

- イ 申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書をいう。以下同じ。）の写し。ただし、別表第1の15の項、16の項及び19の項の防犯設備の設置の場合にあっては、申請者の本人確認書類の写し及び同一世帯の65歳以上の者の本人確認書類の写し
  - ウ 施工後又は設置後の写真
  - エ 別表第1の1の項及び2の項の防犯設備の設置の場合にあっては防犯カメラの性能が確認できるカタログの写し及び設置箇所が確認できる住宅全体の写真、同表の3の項の防犯設備の設置の場合にあっては設置箇所が確認できる住宅全体の写真
  - オ 別表第1の4の項の防犯設備の設置の場合にあっては防犯ガラスの性能が、同表の6の項の防犯設備の設置の場合にあっては防犯フィルムの性能がそれぞれ確認することができるカタログの写し
  - カ 別表第1の15の項から18の項までの防犯設備の設置の場合にあっては、録画機能が動画又は静止画（準動画を含む。）のいずれであるかを確認できるカタログの写し及びSDカード等を挿入している写真（SDカード等を挿入することにより動画による録画ができる機能を有するものに限る。）
  - キ 誓約書（別記第1号様式の1の1）
  - ク その他区長が必要と認めた書類
- (2) 防犯物品の購入 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯物品）（別記第1号様式の2）及び次に掲げる書類
- ア 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、購入した物品の内容、購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）
  - イ 申請者の本人確認書類の写し
  - ウ 自転車盗対策等の場合にあっては防犯登録番号の写真、オートバイ盗対策及び自動車盗対策の場合にあっては自動車検査証等の写し
  - エ 購入した防犯物品の設置後の写真
  - オ その他区長が必要と認めた書類
- (3) 共同住宅に対する防犯設備の設置 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（共同住宅に対する防犯設備の設置）（別記第1号様式の3）及び次に掲げる書類
- ア 防犯設備の設置に係る工事等の内容が分かる仕様書、図面、写真、その施工予定日又は購入予定日、支払予定金額等が記載された見積書その他の書類の写し
  - イ 申請者（申請者が法人等である場合にあっては、当該法人等の代表者）の本人確認書類の写し
  - ウ 申請者が当該共同住宅を所有等していることが分かる書類（登記記録、管理会社との契約書等）の写し
  - エ その他区長が必要と認めた書類
- (4) 第3条第3項の規定により補助対象となる物品等 足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（その他物品）（別記第1号様式の4）及び次に掲げる書類
- ア 当該物品等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工予定日又は購入予定日、支払予定金額等が記載された見積書その他の書類の写し

イ 申請者（申請者が法人等である場合にあっては、当該法人等の代表者）の本人確認書類の写し

ウ 施工後又は設置後の写真

エ その他の区長が必要と認めた書類

2 前項の規定による本補助金の申請は、区長が別に定める期間内に行わなければならない。（補助金の交付決定等）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、本補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、区長は、当該交付の可否について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により本補助金の交付を決定した者のうち、前条第3号及び第4号に係る申請者に対し、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金実績報告書（共同住宅に対する防犯設備の設置）（別記第4号様式の1）又は足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金実績報告書（その他物品）（別記第4号様式の2。以下「実績報告書」と総称する。）の提出を求めるものとする。

3 区長は、第1項の規定による本補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

（実績報告書の提出）

第7条 前条第2項の規定により実績報告書の提出を求められた者は、当該防犯設備の設置に係る工事等の施工又は購入が完了したときは、速やかに、実績報告書に次の各号に掲げる補助対象の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(1) 共同住宅に対する防犯設備の設置 次に掲げる書類

ア 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）

イ 施工後又は設置後の写真

ウ 当該防犯カメラの性能が確認できるカタログの写し及び設置箇所が確認できる住宅全体の写真

エ その他区長が必要と認める書類

(2) 第3条第3項の規定により補助対象となる物品等 次に掲げる書類

ア 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、当該物品等の内容が分かるカタログ、図面、写真、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）

イ その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 区長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、本補助金の額を確定するものとする。この場合において、区長は、確定した本補助金の額について、足立区防犯対策に係る防犯設備の

設置及び物品購入補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の交付時期及び交付方法）

第9条 区長は、第6条第1項の規定により本補助金の交付を決定した者のうち第5条第1号及び第2号に係る申請者、又は前条の規定により本補助金の額の確定をした者から、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第6号様式の1又は別記第6号様式の2）の提出を受けたときは、速やかに当該口座振替依頼書に記載された口座へ本補助金を振り込むものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 区長は、本補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき。
- （2） 交付決定に付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により本補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（検査）

第12条 区長は、必要があると認めるときは、本補助金が交付された防犯設備等について検査を行い、又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

（交付申請の特例）

第13条 第5条の規定にかかわらず、本補助金の交付の申請は、電子情報処理組織（区の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

（委任）

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（5足危発第1222号 令和5年11月1日 区長決定）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

付 則（5足危発第1313号 令和5年11月17日 区長決定）

- 1 この要綱は、決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日後の防犯設備の設置について適用し、施行日以前の防犯設備の設置については、なお従前の例による。

付 則（6足危発第138号 令和6年4月26日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

付 則（6足危発第653号 令和6年7月12日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則（7足危発第408号 令和7年6月2日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

	補助対象	補助率	補助上限額	
侵入盗対策				
1	防犯カメラの設置 注1	2/3	40,000円	
2	インターホン連携型防犯カメラ 注1		20,000円	
3	ダミーカメラ 注1		1,500円	
4	防犯ガラスの取付け又は交換 ※ 中間膜が挟み込まれたガラス、強化ガラス、合わせガラス等に限る (網入りガラスは除く)。	2/3	66,600円	
5	防犯性能の高い玄関錠の取付け又は交換 ※ ディンプルキー、電子錠及び指紋認証錠に限る。		33,300円	
6	防犯フィルムの取付け又は交換 (CPマークあり)		20,000円	
7	防犯フィルムの取付け又は交換 (CPマークなし) ※ 厚みが350ミクロン以上かつ素材がポリカーボネートなどの耐衝撃性・耐久性に優れているものに限る。		2,000円	
8	面格子の取付け又は交換		20,000円	
9	センサーライトの設置		6,600円	
10	ガラス破壊センサーの取付け又は交換		2,000円	
11	センサー付きアラームの取付け又は交換		2,000円	
12	防犯砂利		2,000円	
13	玄関補助錠の取付け又は交換		1,300円	
14	窓への補助錠の取付け又は交換		1,300円	
15	録画 (動画) 機能付きインターホンの取付け又は交換 注3		3/4	75,000円
16	録画 (静止画・準動画) 機能付きインターホンの取付け又は交換 注3			30,000円
17	録画 (動画) 機能付きインターホンの取付け又は交換		2/3	60,000円
18	録画 (静止画・準動画) 機能付きインターホンの取付け又は交換	25,000円		
特殊詐欺対策				
19	ナンバー・ディスプレイ対応電話機 注3	3/4	7,500円	

注1 侵入者が容易に認識できる形状であり野外に設置したのものに限る。

注2 4～18については、当該年度内にそれぞれ2項目までを対象とする。

注3 65歳以上の者が属する者が居住する住宅に設置したのものに限る。

注4 項目数の上限は、世帯を単位として計算する。

注5 項目ごとに個数の上限は設けず、合算した額を支払額とする。ただし、15～19については、1項目につき1品までを対象とする。

別表第2（第3条、第4条関係）

	補助対象	補助率	補助上限額
自転車盗対策等			
1	電子錠	3/4	3,700円
2	自転車カバー		2,200円
3	警報付きロック		1,500円
4	自転車ワイヤーロック		1,500円
5	自転車シリンダー錠		700円
6	自転車カゴカバー	1/2	1,000円
7	バッテリー盗難防止ロック		1,000円
8	ヘルメット固定ロック		500円
オートバイ盗対策			
9	チェーンロック	1/2	1,500円
10	ディスクロック		1,500円
11	バイクカバー		1,500円
12	ブレードロック		2,000円
13	U字ロック		1,500円
自動車盗対策			
14	車用防犯アラーム	1/2	5,000円
15	ペダルロック		5,000円
16	自動車カバー		3,000円
17	ハンドルロック		3,000円
18	タイヤロック		2,000円
19	リレーアタック防止機能付きキーボックス		1,500円
20	ナンバープレート盗難防止用ネジ		1,000円

注 全ての項目のうち3項目まで、1項目につき1品までを対象とする。

別表第3（第3条、第4条関係）

	補助対象	補助率	補助上限額
1	敷地内（駐輪場を除く。）への防犯カメラの設置（上限5台） ※ 建物の形状により5台を超えて設置することが相当と認められる場合はこの限りでない。 ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。	2／3	200,000 円
2	駐輪場への防犯カメラの設置（上限5台） ※ 5台以上の設置が認められる場合はこの限りでない。 ※ 自転車盗対策に特化して駐輪場に設置したものに限る。	3／4	225,000 円